令和８年第４回港区議会定例会
追加提出予定案件

港　区

令和８年第４回港区議会定例会追加提出予定案件一覧

追加議案８件

議案第１２７号　港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

議案第１２８号　港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・３

議案第１２９号　港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

議案第１３０号　港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

議案第１３１号　港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・６

議案第１３２号　港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

議案第１３３号　港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・１０

議案第１３４号　令和８年度港区一般会計補正予算（第３号）・・・・・・・・・１３

令和８年第４回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第１２７号　　**【総務部総務課】**

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区議会議員の議員報酬の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①議員報酬月額を次のとおり引き上げます。

・議　　長　　９５万９００円　　→　９８万６，３００円
・副 議 長　　８２万１，９００円　→　８５万２，５００円
・委 員 長　　６８万４，６００円　→　７１万１００円
・副委員長　　６５万６，１００円　→　６８万５００円
・議　　員　　６４万３，５００円　→　６６万７，４００円

②令和８年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

・１２月支給分　２．１２５月　→　２．２２５月

③令和９年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり引き上げます。

６月分	１２月分	年　間
２．１７５月 （０．０５）	２．１７５月 （０．０５）	４．３５月 （０．１０）

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

※この引上げに伴い、令和８年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

・４．２５月　→　４．３５月（０．１月）

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和９年４月１日

【適用期日】

①については令和８年４月１日、②については同年１２月１日

議案第１２８号　　**【総務部総務課】**

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区長等の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

・区　長　　１３１万６，４００円　→　１３６万５，４００円

・副区長　　１０５万８，５００円　→　１０９万７，９００円

②令和８年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

・１２月支給分　２．１２５月　→　２．２２５月

③令和９年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり引き上げます。

６月分	１２月分	年　間
２．１７５月 （０．０５）	２．１７５月 （０．０５）	４．３５月 （０．１０）

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

※この引上げに伴い、令和８年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

・４．２５月　→　４．３５月（０．１月）

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和９年４月１日

【適用期日】

①については令和８年４月１日、②については同年１２月１日

議案第１２９号　　**【総務部総務課】**

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、教育長の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

・９８万３，５００円　→　１０２万１００円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和８年４月１日

※教育長の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第４条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

議案第１３０号　　**【総務部総務課】**

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、常勤の監査委員の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

・７８万６，９００円　→　８１万６，２００円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和８年４月１日

※常勤の監査委員の期末手当については、港区常勤の監査委員の給与等に関する条例第４条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

議案第１３１号　　【総務部人事課】

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与を改定するものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差１５，１２６円（３．７２％）を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和８年１０月１３日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与を改定します。

【条例改正の内容】

①職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げます。

【行政職給料表（一）における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
係員　（２２歳）	１級２９号給	９，５００円（４．１％）増
主任　（４１歳）	２級６６号給	１１，１００円（３．３％）増
係長　（４６歳）	３級７５号給	１５，０００円（３．８％）増
課長補佐（４９歳）	４級８４号給	１６，９００円（４．０％）増
課長　（４９歳）	５級４２号給	１７，３００円（３．８％）増
部長　（５６歳）	６級　４号給	２０，２００円（３．９％）増

※係員については初任給の級及び号給、主任から部長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を次のとおり引き上げます。

・３２万６，９００円　→　３３万８，３００円

③宿日直手当の上限額を次のとおり引き上げます。

通常時　　９，５００円　→　９，８００円

年末年始　１１，８００円　→　１２，１００円

④給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を引き上げます。

⑤令和８年１２月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	１２月分	年　間	１２月分	年　間
管　理　職　員	1.1375月 (0.05)	2.225月 (0.05)	1.4125月 (0.05)	2.775月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.3125月 (0.05)	2.575月 (0.05)	1.2375月 (0.05)	2.425月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員）	0.65月 (0.025)	1.275月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員以外の職員）	0.7375月 (0.025)	1.45月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.20月 (0.025)
会計年度任用職員	1.3125月 (0.05)	2.575月 (0.05)	1.2375月 (0.05)	2.425月 (0.05)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

⑥令和９年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	６月分	１２月分	年　間
管　理　職　員	1.1125月 (0.025)	1.1125月 (0.025)	2.225月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.2875月 (0.025)	1.2875月 (0.025)	2.575月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員）	0.6375月 (0.0125)	0.6375月 (0.0125)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員以外の職員）	0.725月 (0.0125)	0.725月 (0.0125)	1.45月 (0.025)
会計年度任用職員	1.2875月 (0.025)	1.2875月 (0.025)	2.575月 (0.05)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

⑦令和９年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	６月分	１２月分	年　間
管　理　職　員	1.3875月 (0.025)	1.3875月 (0.025)	2.775月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.2125月 (0.025)	1.2125月 (0.025)	2.425月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管　理　職　員）	0.6875月 (0.0125)	0.6875月 (0.0125)	1.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員以外の職員）	0.60月 (0.0125)	0.60月 (0.0125)	1.20月 (0.025)
会計年度任用職員	1.2125月 (0.025)	1.2125月 (0.025)	2.425月 (0.05)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

⑧医師及び歯科医師に適用する医療職給料表（一）について、号給の構成を変更するとともに、必要な号給の切替えを行います。

【施行期日】

①から⑤までについては公布の日、⑥から⑧までについては令和９年４月１日

【適用期日】

①から④までについては令和８年４月１日、⑤については同年１２月１日

議案第１３２号　　【総務部人事課】

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、特定任期付職員の給与を改定するものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差１５，１２６円（３．７２％）を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和８年１０月１３日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、特定任期付職員※の給与を改定します。

※特定任期付職員とは、一般任期付職員とは異なり、弁護士など行政内部での育成が困難な業務に従事させるために採用する者をいいます。

【条例改正の内容】

①特定任期付職員の給料月額を引き上げます。

・平均改定率　約３．９％増

②令和８年１２月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

期末手当		勤勉手当	
１２月分	年　間	１２月分	年　間
1.0375月 (0.025)	2.05月 (0.025)	0.9625月 (0.025)	1.90月 (0.025)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

③令和９年度以降の期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

期末手当			勤勉手当		
６月分	１２月分	年　間	６月分	１２月分	年　間
1.025月 (0.0125)	1.025月 (0.0125)	2.05月 (0.025)	0.95月 (0.0125)	0.95月 (0.0125)	1.90月 (0.025)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和９年４月１日

【適用期日】

①については令和８年４月１日、②については同年１２月１日

議案第１３３号　　【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差１５，１２６円（３．７２％）を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和８年１０月１３日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
教諭　　（２２歳）	１級１３号給	１０，１００円（４．１％）増
主任教諭（４１歳）	２級５２号給	１１，３００円（３．０％）増
副園長　（４４歳）	３級４４号給	１６，９００円（４．１％）増
園長　　（５７歳）	４級７３号給	１６，８００円（３．７％）増

※教諭については初任給の級及び号給、主任教諭から園長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②令和８年１２月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	１２月分	年　間	１２月分	年　間
管　理　職　員	1.1375月 (0.05)	2.225月 (0.05)	1.4125月 (0.05)	2.775月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.3125月 (0.05)	2.575月 (0.05)	1.2375月 (0.05)	2.425月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管　理　職　員）	0.65月 (0.025)	1.275月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員以外の職員）	0.7375月 (0.025)	1.45月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.20月 (0.025)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

③令和９年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	６月分	１２月分	年　間
管　理　職　員	1.1125月 (0.025)	1.1125月 (0.025)	2.225月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.2875月 (0.025)	1.2875月 (0.025)	2.575月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管　理　職　員）	0.6375月 (0.0125)	0.6375月 (0.0125)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員以外の職員）	0.725月 (0.0125)	0.725月 (0.0125)	1.45月 (0.025)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

④令和９年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	６月分	１２月分	年　間
管　理　職　員	1.3875月 (0.025)	1.3875月 (0.025)	2.775月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.2125月 (0.025)	1.2125月 (0.025)	2.425月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管　理　職　員）	0.6875月 (0.0125)	0.6875月 (0.0125)	1.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 （管理職員以外の職員）	0.60月 (0.0125)	0.60月 (0.0125)	1.20月 (0.025)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

【施行期日】

①及び②については公布の日、③及び④については令和９年４月１日

【適用期日】

①については令和８年４月１日、②については同年１２月１日

議案第１３４号 令和８年度港区一般会計補正予算（第３号）	【企画経営部財政課】

議案第１３４号

令和８年度港区一般会計補正予算（第３号）概要

１　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳		補　正　額　の　説　明
				特定財源	一般財源	
1　議　会　費	729,702	17,536	747,238		17,536	1　議員人件費を計上　17,536 (1)報酬　(17,536)
2　総　務　費	39,385,979	179,920	39,565,899		179,920	1　職員人件費を計上　179,224 (1)特別職　(2,987) (2)一般職員　(176,237) 2　委員人件費を計上　696 (1)常勤監査委員　(696)
5　衛　生　費	9,286,194	16,660	9,302,854		16,660	1　職員人件費を計上　16,660 (1)一般職員　(16,660)
6　産業経済費	5,464,432	32,561	5,496,993		32,561	1　職員人件費を計上　32,561 (1)一般職員　(32,561)
7　土　木　費	31,309,433	27,239	31,336,672		27,239	1　職員人件費を計上　27,239 (1)一般職員　(27,239)
8　教　育　費	30,712,306	862	30,713,168		862	1　職員人件費を計上　862 (1)特別職　(862)
歳出合計	217,934,582	274,778	218,209,360		274,778	

繰越金	274,778

議案第１１６号

令和８年度港区一般会計補正予算（第４号）概要

１　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
４　民生費	80,162,045	113,434	80,275,479	国庫支出金　1,260 都支出金　1,101 計　2,361	111,073	１　子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進に要する経費を計上　101,602 (1)国庫支出金等過年度分償還金　(101,602) ２　子どもの権利擁護を重視した環境づくりに要する経費を計上　7,110 (1)こども性暴力防止法認定申請手数料補助　(7,110) ３　子どもの未来を応援する施策の推進に要する経費を計上　4,722 (1)子どもの孤食解消と保護者支援推進事業　(4,722)
６　産業経済費	5,496,993	2,835,211	8,332,204	その他　2,710,000	125,211	１　魅力あふれる商店街の支援に要する経費を計上　2,835,211 (1)港区物価上昇対応特別ポイント付与・商品券配付事業　(2,835,211)
７　土木費	31,336,672	△ 103,902	31,232,770	その他　43,048	△ 146,950	１　交通まちづくりの推進に要する経費を計上　43,048 (1)コミュニティバス運行　(41,101) (2)台場の地域交通の運行　(1,947) ２　安全で安心に移動できる道路の整備に要する経費の減及び更正　△ 146,950 (1)芝浦港南地区橋りょうの整備　(△ 146,950)
８　教育費	30,713,168	12,495	30,725,663		12,495	１　国際人育成の推進に要する経費を計上　12,495 (1)国際人育成事業　(12,495)
歳出合計	218,209,360	2,857,238	221,066,598	2,755,409	101,829	

国庫支出金	1,260
都支出金	1,101
繰入金	2,753,048
計	2,755,409

繰越金	101,829

2　債務負担行為補正

追　　加　　（単位：千円）

事　項	期　間	限度額
赤坂地区総合支所等改修	令和９年度～令和10年度	6,846,222
みなと芸術センター整備	令和８年度～令和９年度	9,608,289
健康管理システム改修	令和８年度～令和９年度	2,915
港区物価上昇対応特別ポイント付与・商品券配付事業	令和９年度	280,354
芝浦橋耐震補強	令和８年度～令和10年度	146,950
港南小学校仮設校舎賃借	令和９年度～令和14年度	140,355
箱根ニコニコ高原学園大規模改修	令和８年度～令和９年度	2,396,275
幼稚園遠足用バス雇上げ	令和８年度～令和９年度	2,500

変　　更　　（単位：千円）

事　項	補正前		補正後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
東麻布二丁目複合施設整備	令和９年度	1,598,382	令和９年度	1,687,089
御田小学校改築	令和９年度～令和10年度	7,212,302	令和９年度～令和10年度	7,380,853

議案第１１７号

令和８年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第１号）概要

１　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明	
３　国民健康保険事業費納付金	10,325,600	33,181	10,358,781	その他	33,181	１　後期高齢者支援金等分納付金	12,481
						２　子ども・子育て支援納付金分納付金	20,700
歳出合計	25,504,463	33,181	25,537,644		33,181		

繰越金	33,181

4

補正予算補足資料

1　議案第１１６号　令和８年度港区一般会計補正予算（第４号）

（１）補正額の説明

ア　増額補正事業（７事業）　　3,004,188 千円

（単位：千円）

款	事　　業　　名	補正前の額	補正額	計
民生費	国庫支出金等過年度分償還金	0	101,602	101,602
	児童福祉費に計上する事業に交付された国庫支出金等について、令和７年度分の精算に伴う返還金を計上します。			
	こども性暴力防止法認定申請手数料補助	0	7,110	7,110
	区内の事業所における認定取得を促進し、子どもを性暴力等の被害から守るため、認定取得に要する経費を補助します。			
	子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	17,104	4,722	21,826
	子どもに安全・安心な食事や交流の場を継続的に提供するため、子ども食堂に係る補助金について、学校の長期休業期間の運営に要する経費を補助対象に追加するとともに、子ども食堂の運営に要する経費の補助基準額を引き上げます。 【特定財源】国庫支出金（母子家庭等対策総合支援費）　1,260千円 都支出金（子供食堂等居場所支援費）　1,101千円			
産業経済費	港区物価上昇対応特別ポイント付与・商品券配付事業	0	2,835,211	2,835,211
	物価上昇が続く中、国における飲食料品の消費税率の引下げ等の実施に先駆け、区民生活を下支えするとともに、地域経済の更なる活性化を図るため、全区民を対象に１人当たり１万円分のみなトクＰＡＹのポイント付与又は紙商品券の配付を実施します。 【特定財源】繰入金（財政調整基金繰入金）　2,710,000千円			
土木費	コミュニティバス運行	478,109	41,101	519,210
	安定的な地域交通を継続するため、人件費の上昇等により運行経費が増加しているちいばすの運行経費補助額を増額します。 【特定財源】繰入金（定住促進基金繰入金）　41,101千円			

（単位：千円）

款	事　　業　　名	補正前の額	補正額	計
土木費	台場の地域交通の運行	78,338	1,947	80,285
	安定的な地域交通を継続するため、人件費の上昇等により運行経費が増加しているお台場レインボーバスの運行経費補助額を増額します。 【特定財源】繰入金（定住促進基金繰入金）　1,947千円			
教育費	国際人育成事業	927,225	12,495	939,720
	オンライン英会話教室におけるマンツーマンレッスンの受講人数が当初の見込みを上回るため、実施に要する経費を追加します。			

イ　減額補正事業（１事業）　△ 146,950 千円

（単位：千円）

款	事　　業　　名	補正前の額	補正額	計
土木費	芝浦港南地区橋りょうの整備	164,066	△ 146,950	17,116
	中東情勢の影響による塗料調達の遅延に伴う芝浦橋耐震補強工事の工期変更による減			

（２）債務負担行為補正の説明

（追　加）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
赤坂地区総合支所等改修	令和９年度～令和10年度	6,846,222
赤坂地区総合支所等大規模改修工事について、インフレスライド条項の適用に伴い、工事費が増額となるため、債務負担行為を設定します。		
みなと芸術センター整備	令和８年度～令和９年度	9,608,289
みなと芸術センターの整備について、物価上昇等により整備費（保留床取得予定価格並びに追加設計及び追加工事の負担額）が増額となるため、債務負担行為を設定します。		
健康管理システム改修	令和８年度～令和９年度	2,915
健康管理システムについて、国のデータ標準レイアウト改版対応に係る改修が令和９年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
港区物価上昇対応特別ポイント付与・商品券配付事業	令和９年度	280,354
港区物価上昇対応特別ポイント付与・商品券配付事業が令和９年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
芝浦橋耐震補強	令和８年度～令和10年度	146,950
芝浦橋耐震補強工事について、中東情勢の影響による塗料調達の遅延に伴い工期が変更となるため、債務負担行為を設定します。		
港南小学校仮設校舎賃借	令和９年度～令和14年度	140,355
港南小学校仮設校舎の賃借が令和14年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
箱根ニコニコ高原学園大規模改修	令和８年度～令和９年度	2,396,275
箱根ニコニコ高原学園大規模改修工事について、インフレスライド条項の適用に伴い、工事費が増額となるため、債務負担行為を設定します。		
幼稚園遠足用バス雇上げ	令和８年度～令和９年度	2,500
幼稚園の遠足に係るバス雇上げが令和９年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		

（変　更）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
東麻布二丁目複合施設整備	令和９年度	1,687,089
東麻布二丁目複合施設整備工事について、インフレスライド条項の適用に伴い、工事費が増額となるため、限度額を変更します。		
御田小学校改築	令和９年度～令和10年度	7,380,853
御田小学校改築工事について、インフレスライド条項の適用に伴い、工事費が増額となるため、限度額を変更します。		

２　議案第１１７号　令和８年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第１号）

（１）補正額の説明

（単位：千円）

款	事　　業　　名	補正前の額	補正額	計
事業費納付金 国民健康保険	後期高齢者支援金等分納付金	2,476,146	12,481	2,488,627
	後期高齢者支援金等分納付金の支払に要する経費を追加します。			
	子ども・子育て支援納付金分納付金	209,544	20,700	230,244
	子ども・子育て支援納付金分納付金の支払に要する経費を追加します。			